

自由民主党総裁選挙立候補者に対する提言

全国知事会は、持続可能な新しい日本の創生に向け地方としての役割を果たすべく、以下に記した重要項目の実施が必要不可欠と考えており、これらを党の重要政策に盛り込んでいただくよう強く申し入れます。

令和2年9月 全国知事会

1 新型コロナウイルス感染症対策の強化と地方経済に対する支援

重点

①新型コロナウイルス感染症対策のための財源の増額や令和3年度以後の措置

- 各都道府県が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、予備費の活用も含め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や弾力的な運用、令和3年度以後の必要な財政措置を行うこと。

②PCR等検査体制の戦略的拡大のための支援

- 地域における感染状況を踏まえ、医療・介護・障がい者施設等の従事者、さらに、クラスター発生に伴う関係者を幅広く検査対象とし、感染拡大を封じ込めるためのPCR等検査体制の戦略的拡大に必要な支援を行うこと。

③医療機関の安定経営のためのさらなる支援

- 新型コロナウイルス感染症の患者受入れに関わらず、受診控えにより経営が悪化している医療機関に対し、安定的な経営を確保するためのさらなる支援を行うこと。

④地方の意見を踏まえた感染症法における措置のあり方の見直し

- 感染症法に基づく指定感染症に対する措置のあり方の見直しについては、仮に入院勧告等の適用が一律になくなることになれば、新型コロナウイルス封じ込めに支障を来すことになることから、地域ごとに感染状況や医療提供体制に差があることを踏まえ、地方の意見を十分に聴き、地域の実情にあった運用を可能にするなど、実態に即した慎重な検討を行うこと。

⑤国と地方の緊密な連携による感染拡大防止に向けた課題の検討と対策の強化

- これまで国と全国知事会が積み重ねてきた緊密な連携を継続し、地方の意見を踏まえた感染拡大防止に向けた対策を行うこと。

- ・ 地域における感染ルートやクラスター発生施設等の分析を行い、疫学調査等の保健所の体制強化や都道府県と保健所設置市との連携のあり方等の課題の検討を行うとともに、次の波に備え、水際対策の強化や特措法に基づく休業要請等の実効性を担保する措置の検討を行うこと。

⑥経済再生に向けた対策と地方財政の安定的運営のための支援

- ・ 国においては、今後の感染拡大に備えた検査体制・医療提供体制の強化や「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢や次の波への対応等に即して、追加の経済対策を講じるなど臨機応変に対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心を一つに、全力を傾注されることを期待する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するためには、ハード・ソフト両面において、リーマン・ショック時を上回る規模の国交付金を新たに創設するなど、地域経済の活性化や国土強靭化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講ずるべきである。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税などを減収補てん債の対象に追加すること。

⑦地方と連携した新型コロナウイルス感染症に対する偏見・差別等の排除

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、デマが拡散されたり、偏見や差別、心ない誹謗中傷など、人権が脅かされる事例が横行していることから、国と地方が連携して継続的な広報や教育・啓発を実施するとともに、相談体制の整備等、偏見・差別を受けた方への支援についても感染症法等の法令に位置づけるなど人権を守る対策を早急に講じること。

2 国民主権に基づく地方自治、地方税財源の充実・強化

重点

①地方への権限と財源の移譲をはじめとする地方分権改革の推進

- ・ 地方公共団体が、地域の多様性を尊重した施策を自主的・自立的に実施するため、権限や財源を大胆に移譲し、新型コロナウイルス感染症対

策、地方創生、子育て支援などの喫緊の重要課題に、地方がより主体性をもって取り組むことができるよう、地方分権改革を強力に推進すること。

- ・ 福祉分野を中心として多数存置され、地域の実情に応じた施策の展開に支障を来している「従うべき基準」を速やかに見直すとともに、「義務付け・枠付け」について、事前に地方がチェックする仕組みを法的に確立すること。
- ・ 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについては、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・ 国と地方、都道府県と市町村、各都道府県間や各市町村間といった各主体間の多様かつ柔軟な協働、連携による取組を推進するとともに、地域交通において地域が自ら考え実行できる分権的手法の導入や地方版ハローワークのように、これまでの国と地方の役割分担を乗り越え、新しい形態の国・地方協働型の仕組みによる行政運営を推進すること。

②地方との実質的な対話・連携による施策の推進

- ・ 国と地方の協議の場に分野別分科会を設置し、新型コロナウイルス感染症対策や地域医療の確保のように、国と地方が実質的な協議をしながら施策を推進する仕組みを強化すること。また、国会に常設の委員会として「地方分権推進委員会」を設けるなど、立法プロセスに地方が適切に関与する仕組みを構築すること。

③憲法における地方自治の本旨の明確化と合区解消

- ・ 「国民主権」の原理のもと、地方自治の権能は、住民から直接授権されたものであるとの観点から、憲法第92条の「地方自治の本旨」について、より具体的に規定するように検討するとともに自治立法権や自治財政権の拡充・強化を行うこと。
- ・ 参議院の「合区問題」については、憲法改正等の抜本的な対応により「合区を確実に解消」すること（一部の府県に反対・賛同できない旨の意見がある）。

④安定した地方税財政制度の確立

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をは

じめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確實に確保・充実すること。

- ・ 国と地方の税収が概ね 6 対 4 であるのに対し、歳出ベースではこれが逆転し、国と地方の歳出割合は概ね 4 対 6 となっているのが現状である。国と地方の税源の配分を役割分担に見合うように見直し、この乖離を縮小していくことが必要であり、地方税の充実と、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- ・ 地方交付税は、「地方の固有財源」であり、その総額を確保・充実するとともに、個々の団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革により、臨時財政対策債を縮減すること。

⑤その他

- ・ 現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月末で法期限を迎えるため、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化し過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、令和 3 年度を初年度とする新たな過疎対策法を制定すること。

3 地方部と大都市部が共に輝く地方創生の実現

重点

① 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に対する地方の意見の反映

- ・ 地方創生は、地方部と都市部がそれぞれの持つ強みや特徴を伸ばし、より魅力ある、かつ力強い日本を形作るという国家構造の抜本的変革である。第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の推進に当たっては、地方と国が一体となって取り組むべき最優先課題であることを再度確認し、これまで以上に地方の意見を反映すること。また、第 1 期の検証結果等を踏まえ、地域の担い手の必要数を確保するという量的な視点での施策に加え、個人の立場に立って、それぞれが地域での生活をイメージし、その希望をかなえるという質的な視点での施策を講じること。
- ・ 第 2 期「総合戦略」の期間中には、東日本大震災の発災から 10 年間の総仕上げや東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、

現行の過疎地域自立促進特別措置法の期限等の節目を迎えることから、次の観点も踏まえて地方創生に取り組むこと。

I 地方創生のモデルとなるような復興の実現

II 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活かした地方創生の加速と、そのレガシーを地方創生実現の力とすること

III 新たな過疎対策法の制定等による過疎地域における地方創生

- ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地方創生推進交付金」、「地方創生拠点整備交付金」を拡充・継続するとともに、地方の実情を踏まえた弾力化を図ること。

② 5G の整備加速化及び未来技術を活用した Society5.0 の実装支援

- ・ Society5.0 時代の基幹インフラである 5G について、人口減少が進む中山間地域や離島地域など条件不利地域を含め、都市と地方で一気に整備を進め、早期に 5G サービスが開始されるよう万全の対策を講じるとともに、地方における 5G を活用した地域の活性化や課題解決に向けた取組を支援すること。

- ・ 人手不足や生産性向上、防災・減災、地域交通維持・充実など地方創生に深く関わる課題の解決に大きく寄与する、AI や IoT、自動運転、空飛ぶクルマ等の未来技術を利活用した Society5.0 の社会実装に向けた具体的な支援策を早急に講ずること。

また、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した SDGs の理念を踏まえ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組むことの重要性を鑑み、自治体 SDGs 推進のための取組への支援を拡充すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、オンライン授業やテレワークなどの取組が大きく進み、新しいビジネスモデルも生まれてきている。これらを好機ととらえ、デジタル技術がもたらす効率化や利便性向上に対する認識を広めるとともに、デジタルトランスフォーメーションを加速化させる取組を推進すること。

③ 人材育成の核となる地方大学等への支援

- ・ 地方創生のさらなる推進には、中長期を見据えて若い世代の人材育成が重要であることを鑑み、地域における「知の拠点」として、地域経済・産業振興を担う人材育成の重要な核である地方大学について、「キラリと光る地方大学づくり」による若者育成の取組等を推進するとともに、高等学校等についても、地方創生を担う人材育成の核の一つと位置づけ、財政支援等を関係省庁が連携して行うこと。

また、企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロス

アポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入など、企業と大学等が長期的な関係を構築し、スピード感を持って技術の社会実装を達成することができる仕組みを構築すること。

- ・ 地域課題の解決に向けて継続的に関わる関係人口の増加は、地方部と都市部との双方にとって意義があるものと考えられることから、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化をはじめ、「関係人口」の創出・拡大に取り組むこと。
- ・ 様々な社会課題の解決を図る Society5.0 時代における地方創生の更なる推進やデジタル活用共生社会の実現に向け、A I ・ I o T ・ ビッグデータ等を利活用できるデジタル人材の育成に取り組むこと。
- ・ 少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中、福祉人材が不足した状態が続くことは、我が国の福祉の崩壊に繋がることから、保育士や介護人材の確保に向け、引き続き賃金の底上げによる処遇改善を図るとともに、労働環境の整備、保育士の離職時登録制度の法制化等を図ること。
- ・ 様々な就業分野が直面する深刻な担い手不足に対応するため、産学官が連携した中小企業の人材確保等を支援する拠点整備や、ワンストップで支援する就農研修拠点の整備に対する補助など、ハード整備を含む人材育成・確保策を的確に講じること。
- ・ 地域全体で子どもたちの学びと成長を支える活動や学校外の人的・物的資源を活用した教育の充実など、学校を核とした地域づくり、地域を支える人材育成に向け必要な措置を講じること。

④地方が行う観光施策支援のための財源措置

- ・ 観光産業は成長戦略と地方創生の大きな柱であることから、観光誘客促進のための受入環境の充実や、地方が積極的に観光施策を実施するための必要かつ十分な財源の確保・充実に努めること。また、国際観光旅客税については、日本版DMO等の取組も含め、自由度が高く創意工夫を活かした取組に活用できる交付金として、一定割合を地方に配分するなど、地方の観光振興施策の財源に充当できる仕組みを創設すること。

⑤分散型国土創出のための「地方創生回廊」の早期構築

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大が社会経済活動に大きな影響を与える、過度な大都市部への一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性が改めて認識されたことを踏まえ、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し持続的に成長できる「新次元の分散型国土」の創出に向け、地方創生に不可欠な基盤として、「地方創生回廊」の早期

構築を図ること。その中核であるリニア中央新幹線については、一日も早い全線開業に向け必要な支援を行うとともに、高規格幹線道路、整備新幹線等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、整備新幹線の整備促進、地方空港・港湾の機能強化に加えて、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への早期格上げを図ること。

また、活力のある地域社会を実現するため、交通機関の利便性向上や交通事業者の生産性向上への支援、さらには、IoTの活用や、MaaS等の新たな技術・サービスの全国展開への支援等を充実・強化すること。

加えて、リニア中央新幹線の開業に伴う、スーパー・メガリージョン効果を最大限に引き出すための各種プロジェクトに対する必要な支援を行うこと。

⑥その他

- 「健康づくりや健康経営なくして、地方創生なし」の決意のもと、国民一人ひとりの主体的な健康づくりや、スポーツを通じた健康増進、企業の経営力向上にもつながる健康経営に向けた取組を地域の実情に沿って、きめ細かく進められるよう、安定的な財源の確保など、関係省庁が連携して地方を支援すること。

4 大規模災害からの早期の復旧・復興と防災・減災対策

①各産業の早期再建に向けた支援体制の構築

- 東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風・令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨などの大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるため、「十分な復旧・復興財源の確保」や「人的支援の強化」に取り組むとともに、地域経済の回復に不可欠な各産業の早期再建に向けた支援や継続した風評の払拭などについて取り組むこと。

特に東日本大震災については、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水対策を含めた廃炉作業はもとより、損害賠償、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理、風評被害防止など、原子力事故とそれに伴うあらゆる課題について、東京電力任せにすることなく、国主導で早期に解決すること。

また、被災者の心のケアや地域コミュニティ形成など、「復興・創生期間」後も取り組むべき被災地の課題に対する支援を継続すること。

②防災・減災、国土強靭化対策の抜本強化とインフラ老朽化対策の加速

- 大規模災害から国民の生命・財産を守る上で必要となる、建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波・高潮や液状化対策、河川やダム、下水道の整備による治水対策、砂防・治山による土砂災害対策、ため池の

総合対策及び道路防災対策などの防災・減災、国土強靭化対策を着実に推進するとともに、大規模災害に備えた事前復興を支援するため、交付金制度の拡充等、十分な予算を安定的・継続的に確保する等、腰を据えた対策に取り組むこと。また、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築や住民生活に直結するライフラインの強靭化や応急復旧体制の構築に向けて、公共インフラの整備を早急に進めること。特に、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」実施後も、中長期的な見通しのもと、対象事業の拡大と別枠による必要な予算の確保等、対策の抜本強化を図ること。加えて、予防保全に基づく戦略的な社会インフラの老朽化対策を加速すること。さらに、「防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」の継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図ること。

- ・ 住民の主体的な避難に繋がるよう、防災情報提供のあり方を総合的に見直すとともに、ハザードマップの整備と周知、河川への水位計や監視カメラの設置等住民目線のソフト対策を加速するため、技術開発の推進、財政面の支援を強化すること。
- ・ 様々な地震対策の前提となる、いわば「入り口」に位置づけられる住宅耐震化を推進するため、耐震対策の重要性と緊急性について、広く国民に対し啓発を行うとともに、住宅所有者の費用負担を軽減するため、耐震改修設計や耐震改修工事に対する補助制度の拡充等、より一層の手厚い財政措置を講ずるなど、引き続き住宅耐震対策の継続・強化を図ること。
- ・ 東日本大震災「復興・創生期間」後の災害への備えから復旧・復興までを総合的に担う防災・減災体制を確立すること。また、今後発生が懸念される大規模災害に備え、財政支援制度の確立を含む復旧復興基本法（仮称）を制定するとともに、復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化を含む必要な財政措置を講じること。
- ・ 被災者の救援・再建が迅速に図れるよう、救助範囲の拡大をはじめとした災害救助法の見直しや被災者生活再建支援制度における支給対象の半壊への拡大、被災者生活再建支援基金への安定的かつ充実した財政措置、住まいの再建をはじめとした生活再建につながる総合的な支援制度等を構築するとともに、制度拡大に伴う被災自治体の財政と労務の負担軽減を講じること。
- ・ 大規模災害時には、医療需要が急増する一方、ライフラインの寸断等により供給は急減するため、医療機関の耐震化及び業務継続計画（B C P）策定、資機材の整備、人材確保、医療従事者を孤立地域へ運ぶ仕組

みの構築など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政面を含めた支援を一層強化すること。また、全国的にDMA T等のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を、国を挙げて強化すること。

③地方自治体の機能喪失時における広域応援・受援体制の構築

- ・ 地方自治体の行政機能喪失を想定した広域応援・受援体制について、省庁間の縦割りの是正や、国と地方の役割分担の整理、応援に対する十分な財政措置等も含めて、体制を構築すること。
- ・ 首都直下地震の被害想定を踏まえ、首都機能のバックアップ体制の強化に向けて、具体的な検討を進めること。

④拉致問題の解決を始めとした北朝鮮への断固とした対応

- ・ 北朝鮮情勢は、米朝首脳会談を契機に外交的に解決することをめざした動きもみられるものの、具体的な核燃料、弾道ミサイル等の廃棄の道筋が明確になっていないことから、北朝鮮に対する毅然とした外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制の維持を図ること。また、拉致問題については、関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明者の早期帰国等の実現を図ること。

⑤原子力災害時の災害対応のための体制整備

- ・ 原子力防災対策については、広域避難等を想定し、関係地方公共団体や運輸事業者等と調整を行い、避難先や避難手段、公共インフラ整備を含めた避難経路の確保、避難退城時検査・除染体制の充実など、住民が迅速かつ安全に避難できる体制を整備すること。また、原子力安全対策についても、より一層の充実・強化に不斷に取り組むこと。

5 将来にわたって持続可能な社会保障制度の確立

①地域の実情を踏まえた地域医療構想の実現及び必要な財源の確保

- ・ 地域医療構想の実現に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に不可欠な医療提供体制を確立する上でも、公立・公的病院のみならず民間病院も含めた地域全体の医療の将来像について、関係者間で丁寧に議論を行うことが重要であり、その趣旨を改めて明確にすること。
また、各地域においては、「地域医療構想」に基づき、2025年に

向けて病床機能の分化・連携を進めているが、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者が必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に対し、地域医療介護総合確保基金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

さらには、公立・公的病院、民間病院の別なく国費による財政支援を実施するなど、地域医療の最後の砦となるような地域病院が、今後もその役割を十分に果たせるよう、財政措置を含む支援策の強化を図ること。

なお、国は、地域医療構想についての協議に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて協議を慎重に進めるとともに、引き続き各地域における議論に対して技術的・専門的な支援を行うこと。

②医師確保対策の推進

- 医師確保対策の推進については、新型コロナウイルス感染症への対策により医療人材がひっ迫していることに加え、医師の地域偏在、診療科偏在が依然として続いていることや、医師の働き方改革の推進に伴い地域医療への大きな影響が想定されることを踏まえ、これまでの地方での医師確保の努力を毀損することなく、国が主体的に地域の実態を十分に踏まえた実効性のある対策を行うこと。

特に、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員による地域枠の措置を継続すること。また、医師偏在を助長するがないよう、臨床研修の定員設定については地域の実情に応じた調整を行うとともに、専攻医の定員設定については、地域の実情や新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえたシーリングの弾力的運用が可能な制度設計となるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

- 医師・医療従事者の働き方改革については、拙速な推進によって、地域医療の崩壊を招くことがないよう、地域医療の実態を踏まえ、慎重に取り組むこと。

③地域包括ケアシステム構築のための支援の強化

- 医療や介護が必要な状態となった人や家族を支える地域包括ケアシステム構築のための支援を強化すること。また、認知症に対する理解促進とともに、地域で認知症の人を支える体制整備に係る支援策の充実を図ること。

④その他

- 人々の生活の質（QOL）の向上を図りつつ、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、社会に活力をもたらす「健康立国」の実現に向けては、国民・地方・国が総力を挙げて取り組むべきものであることか

ら、地方が「地方の責任」を果たしていく一方、国もその役割を果たすこと。

- ・ 医療費適正化の取組は、生活習慣病の発症や重症化の予防、また病床機能の分化や地域包括ケアシステムの構築などにより、国民の生活の質の維持・向上を確保しつつ推進することが重要であり、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うとともに、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討するに当たっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

- ・ 国民健康保険制度については、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等、様々な財政支援の方策を講じるとともに、医療制度間の公平と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入について、速やかに結論を出すこと。また、普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は大変重要であることから、その機能を引き続き維持すること。さらに、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するとともに、全国一律の制度を創設すること。

6 少子化対策と子どもの教育環境の充実

①切れ目のない支援による少子化対策と次世代育成支援の抜本的強化

- ・ 国民が希望する出生率の実現に向け、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化などによる国民の出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える対策の強化、幼児教育・保育の質を確保した上での待機児童解消や無償化に対応した更なる受け皿の整備、放課後児童クラブにおける利用料軽減、多子世帯に有利な税制の構築、子育てしやすい職場環境づくりに向けた企業の意識改革等、「結婚から妊娠・出産、子育て、就労までの切れ目ない支援」により少子化対策の抜本的強化を図ること。

②子どもの貧困対策の拡充

- ・ 子どもの貧困対策として、地域子供の未来応援交付金の拡充・運用の弾力化や子ども食堂の継続的な運営が可能となる支援制度を創設するとともに、経済的社会的環境にかかわらずに資質・能力を身に付けるこ

とができる乳幼児期の教育・保育の充実や、教職員定数の拡充、教育相談体制の強化など学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化、地方の取組への支援を含めた社会的養育の充実など、支援策の抜本的強化を図ること。

③地方が必要とする教職員定数の確保及び専門・外部人材の更なる充実

- ・ 現在の教育現場で複雑化かつ困難化している様々な課題に対処するため、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や必要な財源の確保を図ること。
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。
- ・ 教員の子どもと向き合う時間や授業の質を高めるための教材研究の時間を確保するため、学校現場における業務の効率化及び適正化のために必要な取組を推進し、その経費について地方の実情に応じた財政支援を図ること。
- ・ 地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するため、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に子どもたちを教える補助者の授業への参加など、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

④教育の情報化への財政的支援と情報化による学びの保障

- ・ 更なる一斉臨時休業や災害時等にあっても子どもたちの学びを保障できるよう、また、ビッグデータの活用等により教育の質の向上を図ることができるよう、小・中学校のみならず高等学校等も含め、ICTを活用した家庭等での学習環境整備を進めるなど徹底した教育の情報化を進め、必要な財源を確保すること。

また、ICT環境整備後も、更新費用やランニングコスト等について過度な負担が生じることのないよう、その経費について必要な財源を確保すること。

⑤その他

- ・ 児童虐待防止対策および困難な環境にある若者への支援強化として、「しつけであっても体罰は許されない」という理念を広く国民に根付かせるための周知・啓発を行うこと。また、市町村における「子ども家庭総合支援拠点」について、類型区分の見直しや最低配置基準に経過措置を設けることによる設置促進や専門的人材の育成・確保への支援等、母子保健から児童福祉への切れ目のない連携と児童相談所・市町村の体制

強化、さらに児童養護施設退所者等への地域の実情に応じた自立支援体制強化に対する財政支援の拡充に取り組むこと。

- ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を確保するため、教育支援センター、フリースクールなど、学校以外の多様な学びの場を充実させる取組を推進すること。

7 活力溢れる地域経済の実現に向けた経済対策の推進

①資金繰り・投資促進、海外展開の支援

- ・ A I ・ I o T 等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組、資金繰りや投資促進、海外展開・販路開拓などへの支援を拡充すること。また、事業承継問題について、事業承継支援に係る必要な財政措置等を実施すること。

②国産木材の需要創出及び技術開発・人材育成に対する支援の拡充

- ・ 林業の振興による中山間地域の活性化や、災害防止の観点から極めて重要な森林再生に向け、新たな国産木材の需要創出に積極的に取り組む地方公共団体・民間事業者等に対する支援に加え、建築物の木造化・木質化を進めるための技術開発や人材育成に対する支援を充実・強化すること。あわせて、国産木材活用の意義や魅力を広く国民に対して周知・啓発する取組を推進すること。また、持続的な林業の成長産業化を達成するため、森林整備をはじめとする川上から川下までの総合的な取組の推進に対する支援を充実・強化すること。

③方が利用しやすい官民共同利用型キャッシュレス基盤の構築

- ・ マイナンバーカードを活用した消費活性化策のために構築される官民共同利用型キャッシュレス決済基盤については、当該事業の後も、地方公共団体の施策において活用が期待されることから、地方公共団体が柔軟な施策を展開できるよう、自治体ポイント及びマイナポイントの位置付け等を整理し、利用しやすい仕組みとするとともに、地方の意見を十分に聞いた上で必要な支援を講じること。

④CSFに関する長期的支援とASFに備えた水際対策強化等の実施

- ・ 一昨年9月に国内で26年ぶりに発生したC S F (豚熱)については、昨年10月の飼養豚へのワクチン接種開始以降、全国的に農場での発生は概ね抑えられているが、ワクチン接種の担い手が家畜防疫員に限られており、長期的、安定的な接種に支障があることから、都道府県の管理下での民間獣医師による接種を認めるなど持続可能な接種体制とする

こと。

また、家畜伝染病予防法や養豚農業振興法の改正の趣旨を踏まえ、飼養衛生管理向上のための施設整備や発生農家の再建に向けた支援策の具体化を図ること。

一方で、野生いのししの感染は、本年4月以降も新たに複数の県で確認されるなど拡大が続いていることから、終息の見通しは立っていないことから、国が主体となって全国的な浸潤状況や生息頭数を調査分析のうえ、統一的な対処方針を策定し終息に向けた道筋を示すとともに、捕獲強化や経口ワクチン散布などの対策に必要な予算を確保すること。

さらに、毒性が強くワクチンのないASF（アフリカ豚熱）について、今後、新型コロナウイルスの感染の収束に伴い、国内外の人の往来が活発になり、ウイルスの国内侵入のリスクが高まるところから、各地の空海港での水際対策強化と万一侵入した場合の早期の封じ込め・まん延防止対策を一連で行うための体制を構築すること。

⑤ TPP11協定等の影響に対する措置など農業の持続的発展に向けた取組

- TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定などの発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、地域の関係者等に対して引き続き丁寧に情報提供を行うとともに、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて十分な予算を確保するなど、万全な対策を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても国内の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展できるよう、交渉内容の丁寧な情報提供や、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保すること。
- 「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態、人口減少社会の進展など地域の実情に配慮し、農業の多面的機能や経済のグローバル化、近年の大規模災害、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえるとともに、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や多様な担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策の充実、予算確保を図ること。

⑥その他

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催後の反動減対策として、今後の国の予算の編成などにおいて、地方の財政運営に支障が生じないよう十分留意しつつ、地方経済の活性化に十分配慮した総合的かつ積極的な実効性のある経済対策を講ずること。
- 取引上不利な地位にある下請事業者等において、円滑かつ適正な転嫁に支障が生じることのないよう、引き続き、下請事業者等に対する不公正な取引の取締りや監視の強化などの対策を確実に実施すること。

- ・ 地域経済を支える中小企業では、依然として人手不足が深刻な状況にあることから、即戦力となる外国人材を受け入れることで人材不足の解消及び地域の活性化をするべく、「特定技能」の特定産業分野の拡充を図ること。

8 誰もが希望をもって活躍できる社会づくり

①就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくり・気運醸成等と財政的支援

- ・ 国の「就職氷河期世代支援プログラム」や「就職氷河期世代支援に関する行動計画」の取組を真に実効性のある施策とするため、就職氷河期世代の活躍を促進する仕組みづくりや気運の醸成、非正規雇用労働者や無就業者への支援、ひきこもりや生活困窮者への支援について、必要な財源措置も含め国が責任を持って取り組むこと。

②新しい働き方に必要な法や社会保障制度に関する整備の検討

- ・ 若者、女性、障がい者、高齢者、外国人など、全ての人が働きやすく、いきいきと働き続けることができる環境を整備するため、長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇制度やテレワークの推進等による労働条件の弾力化、両立支援策の充実など、働き方改革を着実に実現し、子育て・妊活・介護・闘病支援の充実、非正規雇用労働者の正社員化や待遇改善、最低賃金の引上げ及び地域間格差解消、農林水福連携に対する施策の充実を図るとともに、これらに係る企業の取組を支援すること。
- ・ フリーランスなど企業や組織に属さない働き手の増加に伴い、新しい教育・人材政策、労働市場、雇用制度の変革が不可欠であり、円滑に働くことができるよう必要な労働法制や社会保障制度などの環境整備の在り方を検討すること。
- ・ 外国人の雇用安定に向けた取組や就労環境の適正化など、外国人材が働きやすい環境の整備に関する取組を拡充すること。さらに、外国人への日本語教育や安心して生活が営めるような制度構築を国の責任の下に行い、多文化共生社会の実現に向けた取組を行うこと。

③地域女性活躍推進交付金の制度継続及び十分な財源の確保

- ・ 地域女性活躍推進交付金について、2021年度以降も制度を継続するとともに、国庫負担割合を引上げ、十分な財源を確保し、柔軟で使いやすい運用とすること。
- ・ 地域の実情に合わせた独自施策の展開を継続的に可能とする「女性活躍応援基金（仮称）」を創設すること。

④その他

- 障がいを理由とする差別、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、部落差別の解消に向けた法整備が進む中、これら差別の解消に向け、実効性のある対策を講じること。また、法が制定された人権問題はもとより、様々な人権課題について、地方公共団体は地域の実情に応じて取り組んでいるところであることから、これらの法整備を進めてきた国においては、その責任を果たすよう、地方交付税措置など、必要かつ十分な財源の確保・充実を図ること。

9 自然と暮らしが調和した環境・エネルギー政策の推進

①脱炭素社会の早期実現及び地域との共生ができる再生可能エネルギーの導入促進

- コロナ禍からの回復を脱炭素（ゼロカーボン）社会へと転換する契機とし、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」における最終到達点としての脱炭素社会の早期実現を目指し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進するため、国が自ら「2050年までに二酸化炭素排出実績ゼロ」を表明し、リーダーシップをとって気候変動対策に積極的に取り組むとともに、次期（第6次）エネルギー基本計画において、「2030年に再生可能エネルギー発電比率40%超」といった意欲的な導入目標を設定すること。あわせて、「脱炭素社会の実現に取り組む自治体を支援する新たな総合交付金の創設」や、「新技術開発等への支援」、「省エネ建築物の普及」を行うこと。また、気候変動の影響に対する国民の危機意識の共有を図る取組を強化すること。
- 昨今の大型台風をはじめ異常気象に伴う災害により、大規模停電の発生が頻発していることを踏まえ、電力事業者による系統電源の強靭化だけでなく、系統電源に頼らない非常用電源の確保を図ることも重要であることから、太陽光発電設備、蓄電池、エネファーム、電気自動車などの一層の普及を促進するための助成制度の拡充を図ること。
- へき地や離島を含めた消費者の利益に最大限配慮した上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、ベースロード電源の市場への供出について適切な運用がなされるよう、エネルギーの低廉かつ安全で安定的な供給を目指すエネルギーシステム改革を着実に実行すること。

②水素社会の早期実現に向けた技術開発・研究、規制緩和

- 再生可能エネルギーについては、地域との共生を十分考慮しながら、意欲的な導入目標の設定やFITの適切な運用、系統連系対策など、最大限の導入拡大に取り組むこと。また、水素社会の早期実現に向け、「水

素基本戦略」に基づく技術開発・実証研究や規制見直し、インフラの整備等を着実に進めること。

③その他

- 循環型社会の形成に向けて、広く国民に対して3Rの普及を図ること。特に、世界的に問題となっているマイクロプラスチック（微細なプラスチック）ごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、プラスチックごみの削減につながる取組を強化することとし、これらの取組について十分な周知・広報を行い、国民意識の醸成を図るとともに、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。
また、PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、早期処理に向けて実効性のある処理支援策を実施すること。
- 特定外来生物の定着予防外来種であるヒアリ等の定着は、国民生活の安全・安心のみならず、経済にも甚大な影響を与える。このことから、地方の意見を踏まえ、侵入の初期段階における徹底的な防除とモニタリング調査を主体的かつ継続的に実施したり、海外のヒアリ等の定着国のうち、日本との定期貨物航路等を有する国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出の際の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。また、野生動物による農林水産業被害や市街地への出没において人的被害等が深刻化していることから、野生動物管理や被害対策を行うことができる専門家を育成するための制度を構築すること。
- 改正大気汚染防止法の施行に伴うレベル3のアスベスト含有建材の規制対象への追加により、立入検査等を行う都道府県の役割が一層大きくなっていることから、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、レベル3のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事への立入検査等の増加に伴う経費に対して財政措置を講じるなど、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

10 地域の誇りを守り育む文化・スポーツの振興

①感染防止対策を施した国際大会等の開催及びその効果を波及する施策の実施

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やワールドマスターーズゲームズ2021関西、2025年「大阪・関西万博」、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベント等については、日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を十分に講じた上

で、大会開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、高齢者や障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。

さらに、そのレガシー（遺産）を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

また、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会などにおいても、スポーツの振興と感染防止対策を両立させるための技術的支援や財政的支援を講じること。

②スポーツ・文化と他産業の融合、アスリート等の育成・強化

- ・ 文化プログラムの展開に当たっては、今後も地域の核となる文化施設の活性化を図るとともに、国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな文化創造、障がい者の文化芸術の振興、地域に根ざした特有の文化の振興など、地方における文化芸術活動への支援を充実・強化すること。
- ・ スポーツ・文化と観光をはじめとした地域産業との融合など、分野横断的な取組への支援を強化し、スポーツ・文化の成長産業化を推進するとともに、訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策等により、地域経済を活性化させること。また、必要な施設整備も含め、地方の育成環境の充実等を通じた世界レベルのアスリートやアーティストの育成・強化も推進すること。